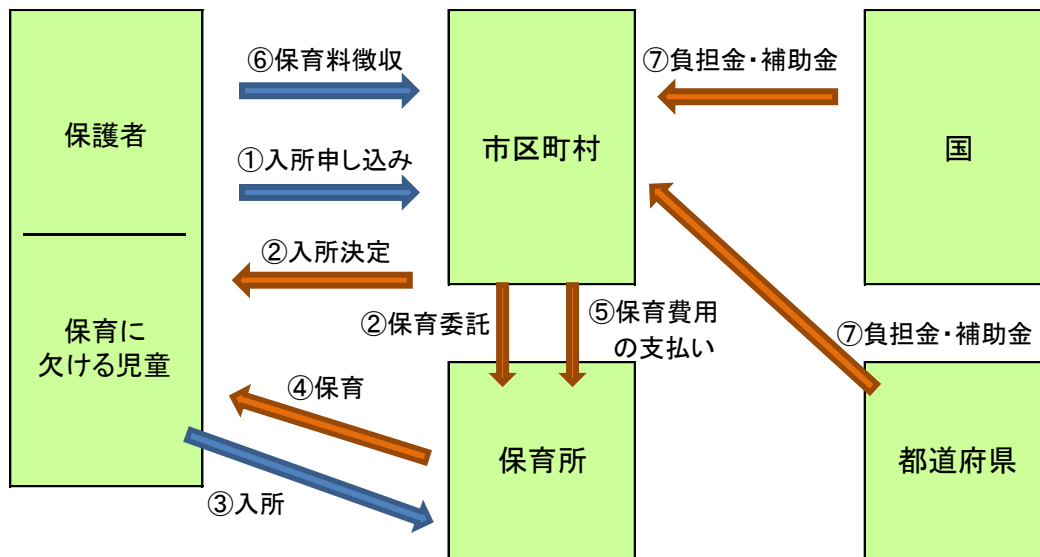


保育所運営にかかる費用と在宅育児手当について

- | | | |
|---|-------------------------|------|
| 1 | 認可保育所の入所と費用の流れ | 1～2頁 |
| 2 | 各市区町村の保育所運営にかかる費用について | 3～4頁 |
| | (1) 府中市 | |
| | (2) 板橋区 | |
| | (3) 八王子市 | |
| 3 | 保育所利用世帯と非利用世帯の1人当たり給付月額 | 4頁 |
| 4 | 北欧の在宅育児手当について | 5～6頁 |
| 5 | ドイツ・韓国の在宅育児手当について | 7頁 |

1 認可保育所への入所と費用の流れ（※日本保育協会HPより抜粋）

保育所への入所と費用の流れの全体像



保育所を利用するには(全体像の①②③)

■入所を希望する保護者が希望保育所名（複数の施設を記入してもよい）その他必要な事項を記載した申込書を市区町村に提出します。この場合保護者の依頼を受けて保育所が提出を代行することもできます。

■事前に、市区町村に備えてある資料、保育所が提供している情報などで、保育所の受け入れ年齢や保育時間、保育方針などを把握することが出来ます。

公費負担の仕組み(全体像の⑦)

■保育費用は保護者が支払う保育料と公費とで賄われています。上記の図でいうと、⑤で市区町村が保育所に支払った保育費用と⑥の市区町村が保護者から徴収した保育料との差額が純公費負担になります。

■公費の負担割合は国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4 とされ、国と都道府県から市区町村に負担金として交付されます。

保育料のしくみ(全体像の⑥)

■保育料の取り扱いは、入所先が公立でも私立でも同じです。

■保育料の金額は、「児童の年齢」「入所児童数（1人入所か、2人・3人か）」「保護者の所得」に基づいて市区町村が決定します。

■保育料基準は市区町村によって若干の違いがあります。（実際の保育料がいくらになるかは、源泉徴収票等を用意して市区町村の窓口で問い合わせるとわかります。）国では、国庫負担の基準として次のような保育所徴収金基準額を定めています。

【平成 24 年度 保育所徴収金（保育料）基準額表】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		
階層区分	定 義	3 歳未満児の場合	3 歳以上児の場合	
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円	
第 2 階層	第 1 階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000 円	6,000 円
第 3 階層		市町村民税課税世帯	19,500 円	16,500 円
第 4 階層		40,000 円未満	30,000 円	27,000 円 （保育単価限度）
第 5 階層		40,000 円以上 103,000 円未満	44,500 円	41,500 円 （保育単価限度）
第 6 階層		103,000 円以上 413,000 円未満	61,000 円	58,000 円 （保育単価限度）
第 7 階層		413,000 円以上 734,000 円未満	80,000 円 （保育単価限度）	77,000 円 （保育単価限度）
第 8 階層		734,000 円以上	104,000 円 （保育単価限度）	101,000 円 （保育単価限度）

保育単価のしくみ（全体像の⑤）

- 保育時間については上記の「最低基準」で 8 時間を原則とし、家庭の状況等を考慮して、保育所長が定めるとされています。実際の開設時間は施設によって違いがありますが、近年長くなる傾向にあります。
- 特に、時間延長の必要なケースについては、別途保育料負担と公費助成で延長保育を実施している保育所があります。

【保育単価表（児童 1 人月額：平成 24 年度）】

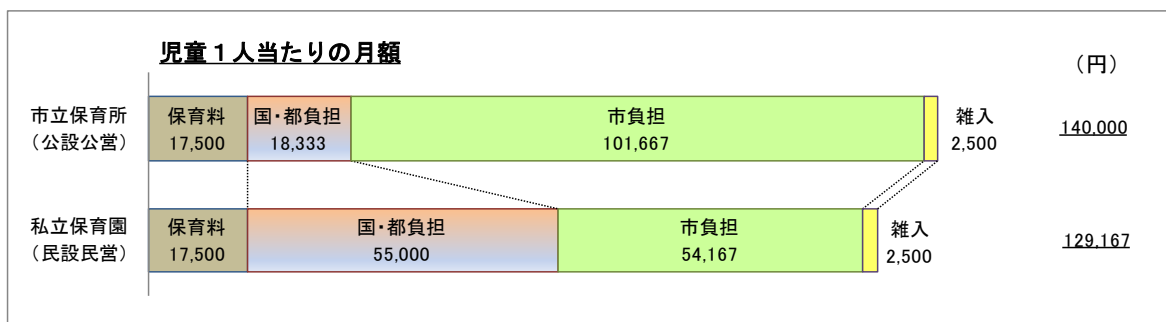
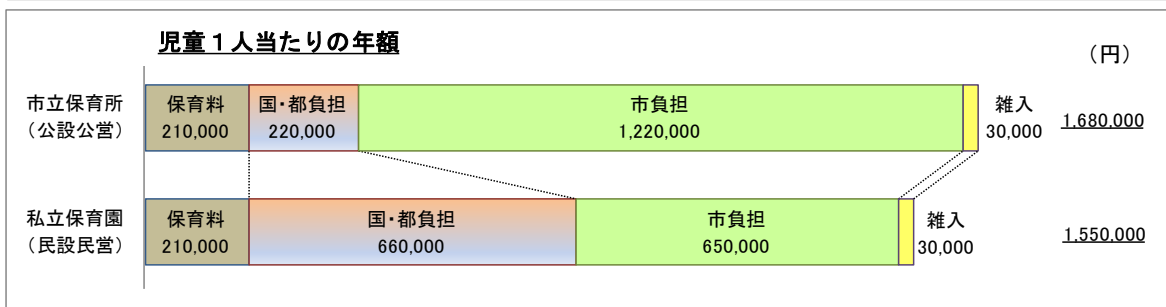
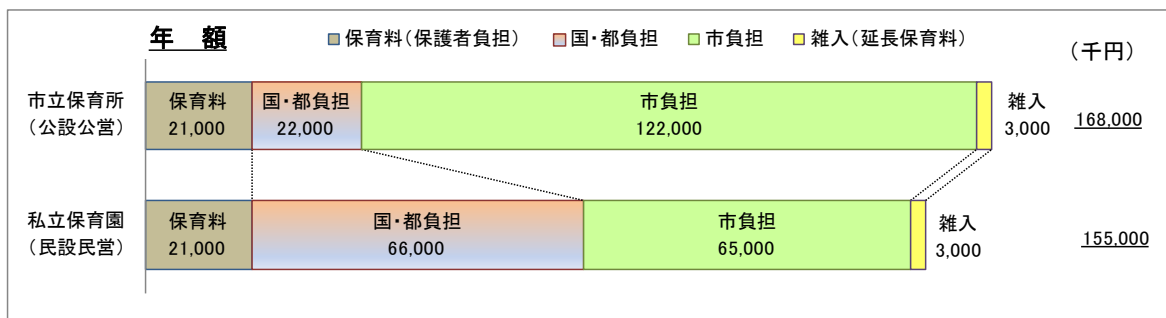
	乳児	1・2 歳児	3 歳児	4 歳以上児
18/100 地域	171,060 円	100,410 円	47,860 円	40,800 円
15/100 地域	167,410 円	98,360 円	46,940 円	40,040 円
12/100 地域	163,750 円	96,300 円	46,010 円	39,270 円
10/100 地域	161,310 円	94,940 円	45,390 円	38,760 円
8/100 地域	158,870 円	93,570 円	44,780 円	38,250 円
6/100 地域	156,430 円	92,200 円	44,160 円	37,740 円
3/100 地域	152,770 円	90,150 円	43,230 円	36,970 円
その他地域	149,120 円	88,100 円	42,310 円	36,210 円

（定員 81 人から 90 人まで）

2 各市区町村の保育所運営にかかる費用について

(1) 府中市 (※「今後の保育行政のあり方に関する基本方針(案)」より抜粋・編集)

【認可保育所(定員100人規模)の運営費試算】



※算出条件 共通:1時間延長保育実施、平成22年度決算ベース(都直接補助除く)、雑入は同額 私立保育園:社会福祉法人、都直接補助含む
雑入:市立保育所(市の歳入)、私立保育園(運営事業者の収入)

(2) 板橋区 (※板橋区HPより抜粋)

■ 保育園の運営にかかる費用の負担割合

保育園に児童を預けたときの運営費は、国・地方自治体の負担分と保護者から納付していただく保育料から成り立っています。

【保護者の負担割合表(平成24年度決算値)】

←国の定めた標準的な保育料→		国	都	その他
35 億	6,303 万円			
9.9 %	(121 %)	8 %	4 %	2.2 %
↓ 実際に保護者が負担している保育料		区の負担額 75.9 %		

■ 保育園児 1 人にかかる費用と保護者の平均保育料

板橋区では国の定めた保育費用に大幅に上乗せして園児の安全を確保し、よりよい保育を行っているほか、保護者の保育料の負担軽減を図っています。

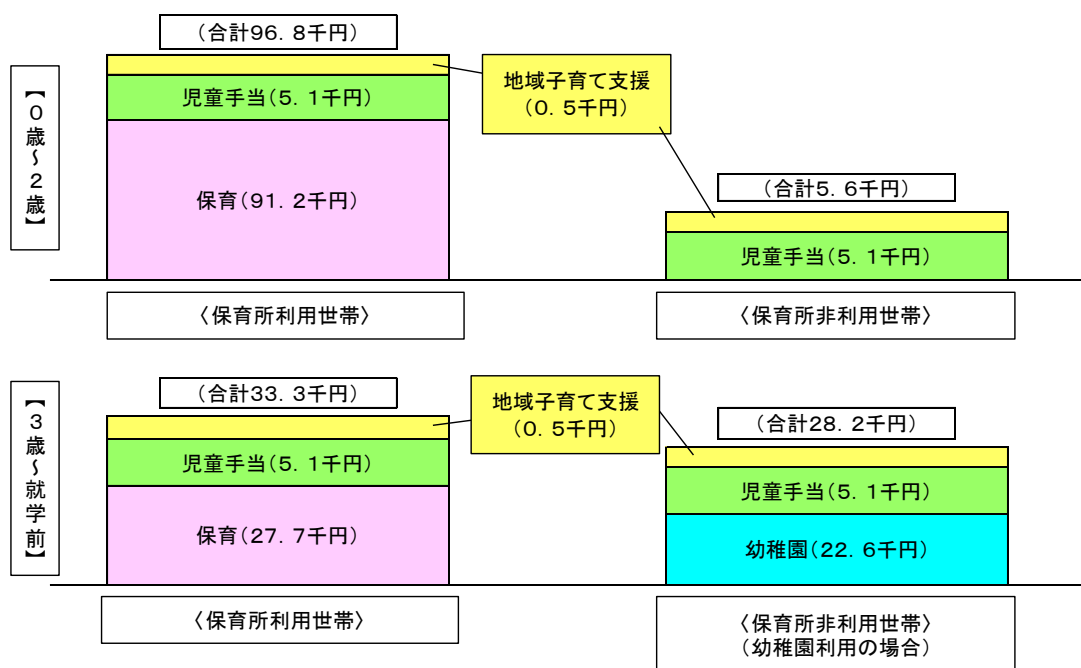
【園児 1 人にかかる費用と保護者の負担額（月額・平成 24 年度決算数値より）】

クラス	園児 1 人にかかる費用	保護者の負担する保育料の平均額（園児 1 人にかかる費用に占める割合）	園児 1 人にかかる費用との差額	《参考》国が定める上限の保育料
0 歳児	410,108 円	19,502 円（4.76%）	390,606 円	104,000 円
1 歳児	204,545 円	19,173 円（9.37%）	185,372 円	104,000 円
2 歳児	183,185 円	21,808 円（11.9%）	161,377 円	104,000 円
3 歳児	108,982 円	15,662 円（14.37%）	93,320 円	101,000 円
4・5 歳児	99,001 円	14,426 円（14.57%）	84,575 円	101,000 円

（3）八王子市（※八王子市HPより抜粋）

保育園を運営するためには、多額の費用がかかります。お子様 1 人当たりの運営費は、例えば、0 歳の場合で 1 か月約 31 万円（年間約 372 万円）以上となっています（平成 23 年度実績）。

3 保育所利用世帯と非利用世帯の 1 人当たり給付月額



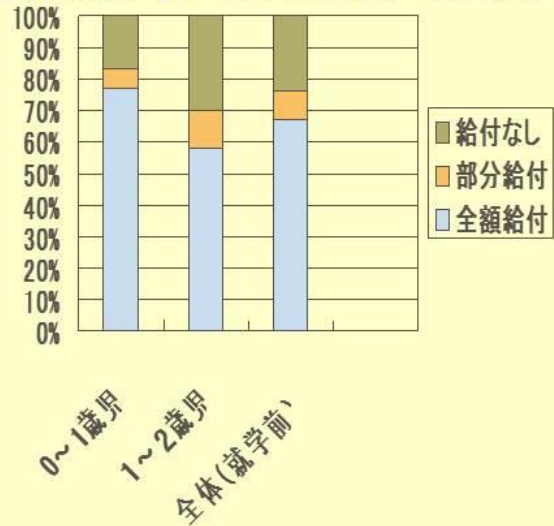
※ 保育所利用者については平成15年度予算額及び平成14年4月の入所人員を基に試算。保護者負担に対する地方単独減免(機械的な推計)分を含む。幼稚園については平成14年度予算ベース推計値及び学校基本調査による幼稚園在園児数に基づき試算(平成15年5月1日現在)

4 北欧の在宅育児手当について

ノルウェー在宅育児手当受給状況

1998年に1歳児、次年には2歳児に拡大された時点での数字
育児休業中の所得補償100%は42週、その後無給。そこで在宅育児手当を利用

- 保育利用と支給率
- (全額月約42,000円)
- 0時間 —100%
- 8時間まで—80%
- 16時間まで—60%
- 24時間まで—40%
- 32時間まで—20%
- 33時間以上—0

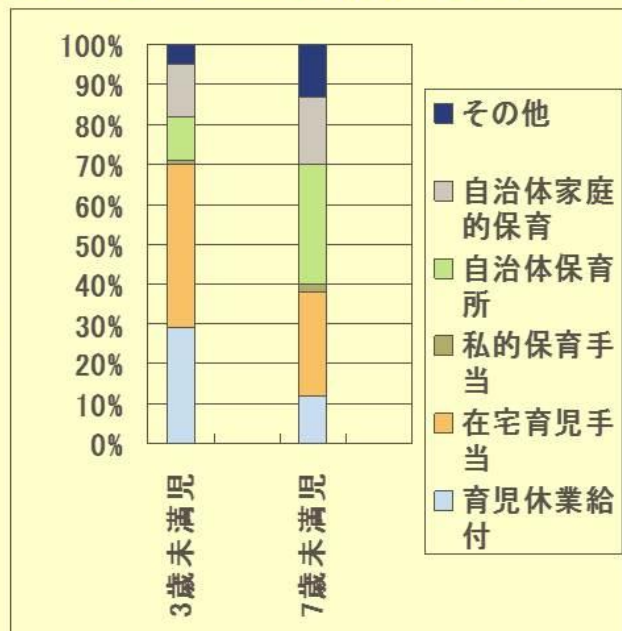


フィンランドの育児休業と在宅育児手当

- ノルウェーより先に1985年導入された
- (母親たちが育児の賃金を要求した)
- 公立保育所整備と同時に在宅育児支援策とる
- 育児休業は保障され、11ヶ月間出産前の66%の所得保障がある。
- 無職でも最低額1日10,09EUR(約1,180円)、
- 所得保障のない育児休業は3歳まで取得可能
- 働いていない母親でも希望するすべての子供に保育を保障する責務が自治体にある
- 児童手当(17歳まで)は子育て費用の半分カバー

フィンランドの在宅育児手当利用状況

- 在宅育児手当受給資格一育児休業後3歳まで公立保育を利用せず、私的保育手当も貰わない場合
- 基礎手当が約3万円、所得に応じて付加手当約2万円
- 親の労働時間が週30H以下の場合一部分支給
- 私的保育手当一基礎手当が約1万4千円で在宅育児手当より低めに設定
- 在宅育児手当は課税対象だが、私的保育手当は課税されない



その他の北欧諸国での在宅育児手当の動向

- スウェーデン
 - かつて在宅育児手当が存在した
 - 「保育整備重視」と「親の子育て権利の保障」は常に選挙争点
 - 女性の就労促進、保育所整備が優先され在宅育児手当は廃止
- デンマーク
 - 2002年から1年間の短期間、自治体の財源で手当施行される
 - 保育所も充実しており、低所得・移民層での保育の必要性を重視し、1年間の短期間に限定した



5 ドイツ・韓国の在宅育児手当について

(1) ドイツ

**連邦議会（ドイツ）、在宅育児手当に関する法案を決議
野党からは非難の声 9 November 2012**

連邦議会は 9 日、連立与党のキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）と自由民主党（FDP）が提出していた在宅育児手当の関連法案を賛成多数で可決した。在宅育児手当は、2 歳以下の子どもを託児施設に預けず、自宅で養育する親に初年度は月 100 ユーロ、2014 年からは 150 ユーロを支給し、その給付金を老後の備えや教育費として貯蓄する場合には月 15 ユーロの補助金給付を保証するというもので、2013 年 8 月から導入予定。

(2) 韓国

在宅育児手当の支給で保育園の待機児童が減少、 2013-03-08 17:17:23

ソウル市蘆原区のマンション街にある家庭保育園（小規模保育施設）は、20 人の定員に対し園児が 17 人しかいない。園長（52）は「やっとのことで定員を満たしたが、0-2 歳児 3 人の親が、養育手当（在宅育児手当に相当）を受給して自宅で育てたいとの理由で入園を取り消した」と話した。昨年の今ごろは定員オーバーで入れない児童がいたという。

今年から、0-5 歳児を抱える全世帯を対象に、保育園・幼稚園に預けない場合に月 10 万-20 万ウォン（約 8700-1 万 7000 円）の養育手当を支給する制度が始まり、子どもを預けず自宅で育てる親が増えている。保育関係者によると、中でも 0-2 歳児の親にこうした傾向が目立つという。支給額は満 0 歳が月 20 万ウォン、満 1 歳が月 15 万ウォン（約 1 万 3000 円）、満 2-5 歳が月 10 万ウォン。韓国保育園総連合会・家庭保育園分科の関係者は「養育手当の支給が影響し、家庭保育園で全般的に 0-2 歳児の登録数が減っている」と話している。

保健福祉部（省に相当）は、今年生まれる 0 歳児を含めた 0-5 歳児 319 万人のうち、138 万人（43.2%）が保育料支援、120 万人（37.6%）が養育手当、61 万人（19.1%）が幼稚園費支援をそれぞれ受けると見込んでいる。同部の関係者は「今月半ばごろに出る年齢別の保育費支援申請状況を見れば、養育手当の支給が乳児の保育園利用にどのような影響を与えているかが分かる。家庭保育園で定員割れが起きているのは、昨年の 0-2 歳児無償保育政策を受けて家庭保育園が 2686 カ所（前年比 14%）急増した影響もあるだろう」と話している。（朝鮮日報日本語版）